

茨城町の給与・定員管理等について

【公表内容は、総務省の公表様式に基づくものです。】

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 33,774	千円 11,098,643	千円 429,589	千円 2,458,226	% 22.1	% 21.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

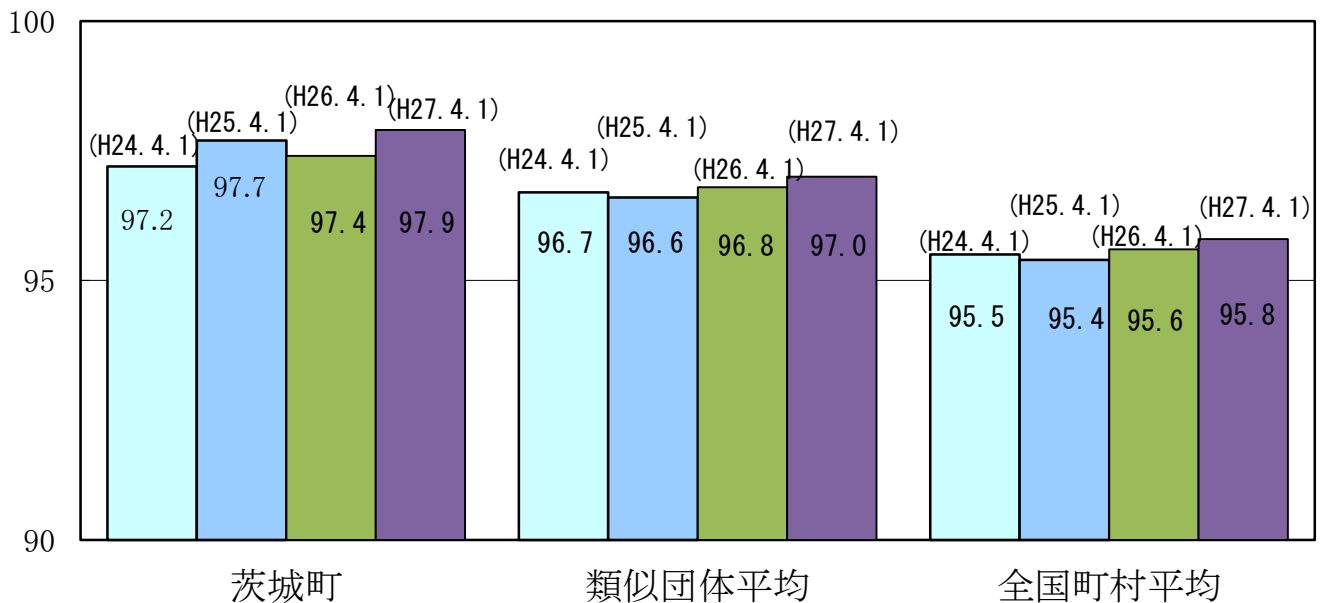
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 258	千円 1,011,375	千円 149,456	千円 354,270	千円 1,515,101	千円 5,872	千円 5,748

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の一般職の職員数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
27年度	月 410,469	月 408,994	1,475 (0.36%)	% 0.36	% 0.36	% 0.36

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事院委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
27年度	月 4.21	月 4.10	月 0.11	月 0.1	月 4.20	月 4.20

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し 実施

【実施内容】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については、最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
茨城町	42.1 歳	318,800円	384,257円	339,443円
茨城県	42.8 歳	336,202円	416,133円	373,302円
国	43.5 歳	334,283円	—	408,996円
類似 団体	41.9 歳	313,133円	381,214円	345,081円

②教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
茨城町	47.8 歳	350,500円	365,850円
茨城県	45.0 歳	376,908円	427,556円
類似 団体	40.4 歳	296,593円	326,613円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		茨城町	茨城県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	177,600円	174,200円
	高校卒	142,100円	144,300円	142,100円
技能労務職	高校卒	—	141,900円	—
	中学卒	—	133,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	267,480円	362,220円	373,400円	395,200円
	高 校 卒	—	330,350円	356,840円	385,350円

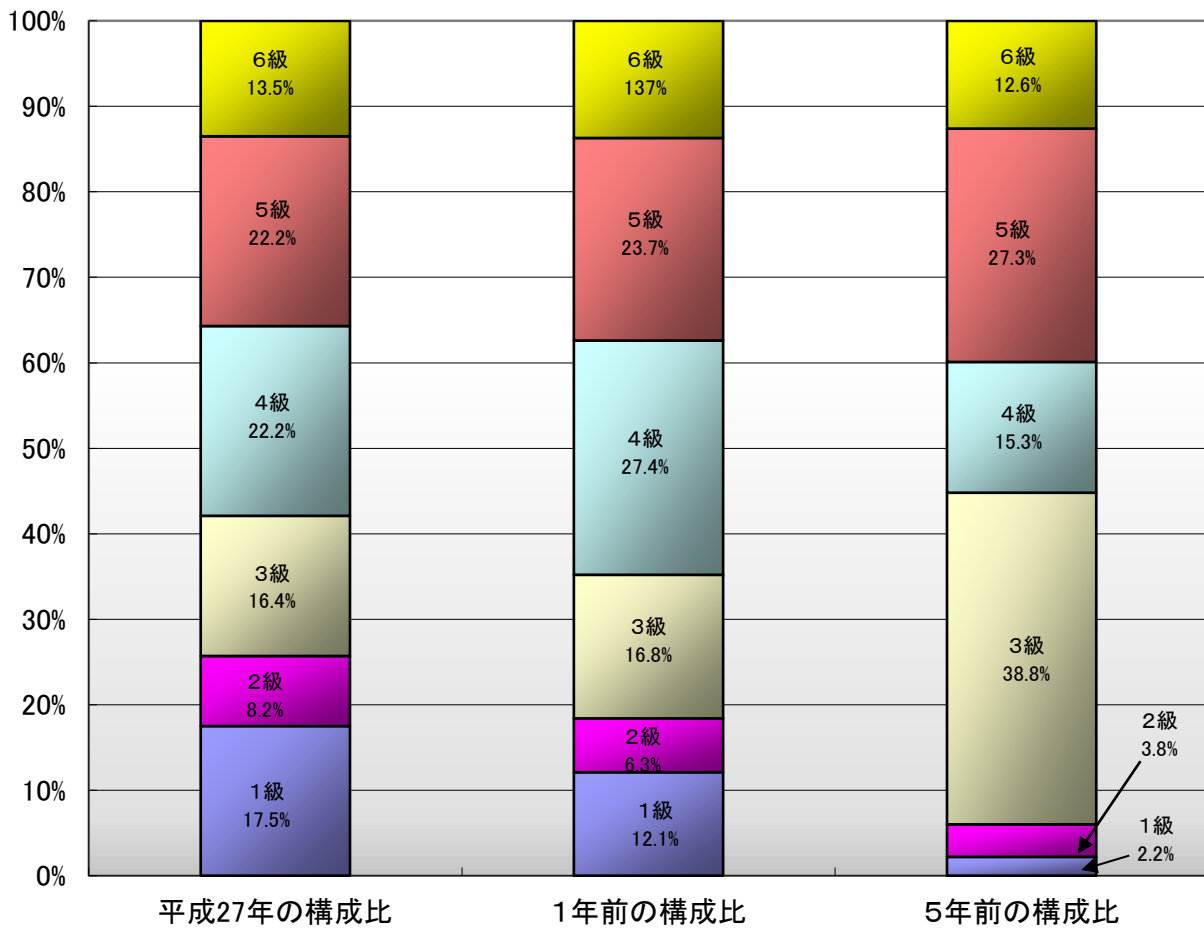
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補	人 30	% 17.5	円 137,600	円 244,900
2 級	主事	人 14	% 8.2	円 187,700	円 301,900
3 級	主幹	人 28	% 16.4	円 223,900	円 347,700
4 級	係長・主査	人 38	% 22.2	円 258,300	円 378,700
5 級	課長補佐	人 38	% 22.2	円 285,000	円 390,700
6 級	部長・課長	人 23	% 13.5	円 315,800	円 407,900

(注) 1 茨城町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。

2 昇給への勤務成績の反映状況

- ・目標による管理シート及び人事評価表の評価点を基に成績区分を決定する。
- ・成績区分は、S(極めて良好)、A(特に良好)、B(良好)、C(やや良好でない)、D(良好でない)の5区分。
- ・上位区分を全体の20%以内に設定。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

茨城町	茨城県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,505 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,605 千円	-
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

- 勤務成績評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
- 勤勉手当への勤務実績の反映状況
 - ・目標による管理シート及び人事評価表の評価点を基に成績区分を決定する。
 - ・成績区分は、S(極めて良好)、A(特に良好)、B(良好)、C(やや良好でない)、D(良好でない)の5区分。
 - ・区分割合を概ね上位区分40%、標準区分60%になるよう設定。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

茨城町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 21,855 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

茨城町では支給していない。

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)			2,819	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)			35,680	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度決算)			26.33	%
手当の種類(手当数)			10	
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	町税の賦課及び徴収に関する事務に従事した職員	左記業務に従事した職員	200千円	月額1,000円
国民健康保険税事務手当	国民健康保険税の事務に従事した職員	左記業務に従事した職員	72千円	月額1,000円
感染症防疫作業手当	感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	-	日額1,500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	左記業務に従事した職員	-	1件 3,000円
救急業務手当	消防本部及び消防署に勤務する職員が、救急業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	2,439千円	1回200円
機関勤務手当	自動車運転の資格を有し、機関の運用操作に従事する者	左記業務に従事した職員		1回400円(大型運用時) 1回300円(中型以下運用時)
出勤手当	災害に出動し、防衛活動及び救護活動に従事した消防職員	左記業務に従事した職員		1回200円
夜間特殊業務手当	消防本部及び消防署に勤務する消防職員で交替制勤務を正規の勤務としているものが深夜勤務(午後10時から翌日午前5時まで)に従事した場合	左記業務に従事した職員		深夜勤務時間が5時間以上の場合300円、深夜勤務時間が2時間以上の5時間未満の場合200円、深夜勤務時間が2時間未満の場合150円
救急救命士手当	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員	左記業務に従事した職員		1回500円
保健師業務手当	保健師業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	108千円	月額1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	52,587	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	208	千円
支給実績(25年度決算)	51,245	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	203	千円

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 (配偶者がいない場合1人のみ11,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	35,335 千円	238,886 円
住居手当	・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給(家賃の額に応じ27,000円限度に支給)	同じ	—	15,238 千円	304,758 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合6ヶ月定期の価格を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	異なる	距離による加算	32,915 千円	119,257 円
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、町規則で定める基準に従い支給する。 ・部長 月額 53,000円 ・課長 月額 41,000円	異なる	国は、「俸給の特別調整額」として、当該職員に適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、俸給の特別調整額欄に定める額を支給	17,239 千円	522,385 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日(代休を指定されたときは休日に代わる代休日)における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給与額×135/100	同じ	—	11,664 千円	259,199 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時)に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給与額×25/100	同じ	—	2,886 千円	64,127 円
職員派遣手当	県及び他の団体に派遣された職員に対し派遣手当を支給する。月額20,000円とする。ただし、派遣先より同種の手当が支給される場合は、支給しない。	異なる	—	960 千円	240,000 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 4,200円/回(勤務時間5時間未満 3,150円/回)	異なる	—	387 千円	43,050 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給(1回あたりの単価) ・部長、課長とも 8,000円(6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額)	同じ	—	352 千円	13,037 円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	町 副 町 長 副 町 長	868,000	(824,000)	円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 333,000 円 760,000 円 / 422,200 円
		668,000	(634,000)	円	
町長、副町長においては平成27年10月1日から平成31年3月31日まで5%それぞれ給料月額から減額					
報 酬	議 長	354,000		円	499,000 円 / 227,000 円
	副 議 長	318,000		円	430,000 円 / 182,000 円
	議 員	310,000		円	400,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町 副 町 長	(26年度支給割合) 3.10		月分	(役職加算(15%)加算措置有り)
	議 副 議 長	(26年度支給割合) 3.10		月分	(役職加算(15%)加算措置有り)
退 職 手 当	町 副 町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100		1,910万円	任期ごと
		給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100		828万円	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行った後の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

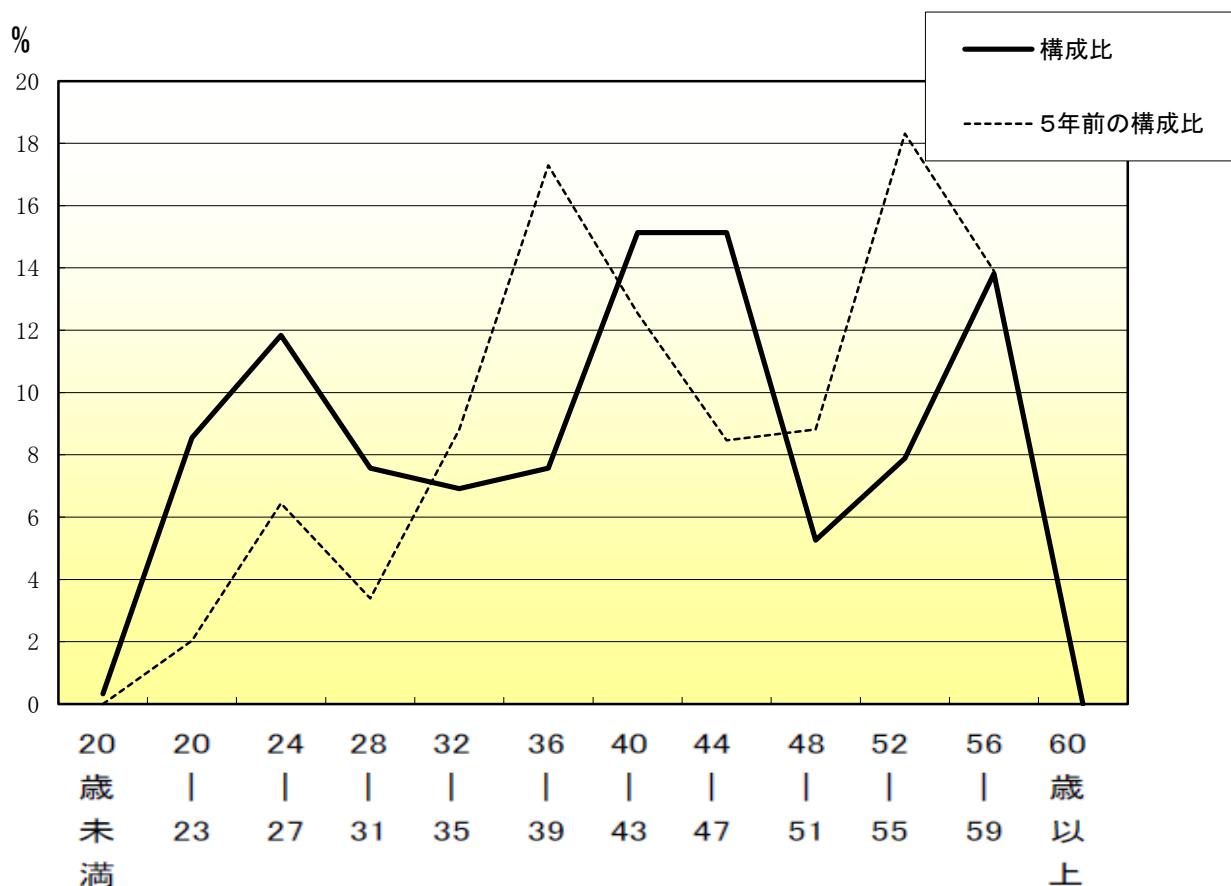
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	欠員補充, 国派遣職員配置による増
		総 務	49	55	6	
		税 務	20	20	0	
		農林水産	22	21	△ 1	
		商 工	5	5	0	
		土 木	31	30	△ 1	
		民 生	20	21	1	
衛 生	14	16	2			
	計	164	171	7	<参考> 人口1万人当たりの職員数50.88人 (類似団体の人口1万人当たり職員数51.90人)	
	教 育	45	40	△ 5		
	消 防	50	50	0	消防行政の充実	
	小 計	259	261	2	<参考> 人口1万人当たりの職員数77.66人 (類似団体の人口1万人当たり職員数67.07人)	
公営企業等部門	水 道 下 水 道 そ の 他 小 計	水 道	13	13	0	
		下 水 道	12	12	0	
		そ の 他	17	18	1	
		小 計	42	43	1	
合 計		301	304	3	<参考> 人口1万人当たりの職員数90.45人	
		[315]	[315]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	26人	36人	23人	21人	23人	46人	46人	16人	24人	42人	0人	304人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	158人	162人	160人	164人	164人	171人	13人 (8.23%)
教育	46人	44人	46人	43人	45人	40人	△6人 (△13.04%)
消防	46人	47人	46人	48人	50人	50人	4人 (8.70%)
普通会計計	250人	253人	252人	255人	259人	261人	11人 (4.40%)
公営企業等会計計	46人	47人	42人	44人	42人	43人	△3人 (△6.52%)
総合計	296人	300人	294人	299人	301人	304人	8人 (2.70%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純利益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 735,338	千円 28,173	千円 93,094	% 12.7	% 13.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 普通会計平均 一人当たり給与費
		基本給	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 13	千円 47,251	千円 6,221	千円 17,118	千円 70,590	千円 5,430	千円 5,872

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
茨城町	41.1歳	321,246円	390,777円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城町		茨城町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,317 千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,505 千円	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分		勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

茨城町			茨城町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 21,855 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

茨城町では支給していない。

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度決算)				0.0 %
手当の種類(手当数)				1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
水道施設管理業務手当	勤務時間外に水道施設の管理業務に従事した場合	左記業務に従事した職員	年末年始施設管理巡回勤務の場合 日額3,200円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	3,814 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	317,833 円
支給実績(25年度決算)	3,804 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	317,000 円

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 (配偶者がいない場合1人のみ11,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	1,068 千円	178,000 円
住居手当	・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給(家賃の額に応じ27,000円限度に支給)	同じ	—	324 千円	324,000 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヶ月定期の価格を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ	—	1,496 千円	9,592 円
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、町規則で定める基準に従い支給する。 ・部長 月額 53,000円 ・課長 月額 41,000円	同じ	—	492 千円	492,000 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給(1回あたりの単価) ・部長、課長とも 8,000円(6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額)	同じ	—	12 千円	12,000 円